

定期監査結果報告書

令和 6 監査年度 第 2 回

(令和 7 年 4 月～令和 7 年 7 月執行分)

監査対象機関

○知事部局所管の各課・現地機関	80 機関
・政策部 各課	5 機関
・危機管理・報道局 各課	2 機関
・危機管理・報道局 現地機関	1 機関
・総務部 各課	7 機関
・総務部 現地機関	4 機関
・地域交流部 各課	6 機関
・地域交流部 現地機関	1 機関
・文化・観光局 各課	2 機関
・SSP推進局 各課	4 機関
・県民環境部 各課	8 機関
・県民環境部 現地機関	1 機関
・健康福祉部 各課	8 機関
・男女参画・こども局 各課	3 機関
・産業労働部 各課	6 機関
・産業労働部 現地機関	1 機関
・農林水産部 各課	10 機関
・県土整備部 各課	9 機関
・出納局 各課	2 機関
○教育委員会所管の各課	6 機関
○公安委員会所管の警察本部	1 機関
○その他の委員会等所管の事務局	6 機関
合 計	93 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

監査第 305 号
令和 7 年 9 月 1 日

佐賀県議会議長 宮原 真一 様
佐賀県知事 山口 祥義 様
佐賀県教育委員会 教育長 甲斐 直美 様
佐賀県公安委員会 委員長 岸川 美和子 様
佐賀県選挙管理委員会 委員長 大川 正二郎 様
佐賀県人事委員会 委員長 江崎 匡慶 様
佐賀県労働委員会 会長 福田 恵巳 様
佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 西久保 敏 様
松浦海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正 様

佐賀県監査委員 原 惣一郎
同 荒 木 敏 也
同 角 貞 樹
同 指 山 清 範

定期監査（令和 6 監査年度 第 2 回）の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第 2	監査の結果	3
1	監査の結果の概要	3
2	重要な指摘事項	4
3	その他指摘事項・検討事項	6
4	監査対象機関ごとの監査結果	8
	知事部局所管の各課・現地機関	
	・政策部 各課	8
	・危機管理・報道局 各課	10
	・総務部 各課・現地機関	11
	・地域交流部 各課・現地機関	14
	・文化・観光局 各課	16
	・SSP推進局 各課	17
	・県民環境部 各課・現地機関	18
	・健康福祉部 各課	20
	・男女参画・こども局 各課	22
	・産業労働部 各課・現地機関	23
	・農林水産部 各課	25
	・県土整備部 各課	28
	・出納局 各課	30
	教育委員会所管の各課	31
	公安委員会所管の警察本部	33
	その他の委員会等所管の事務局	33
	用語の解説	35

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を、佐賀県監査基準（令和6年3月26日佐賀県監査委員告示第1号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和7年4月～令和7年7月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	80機関
・ 政策部	8機関
・ 総務部	11機関
・ 地域交流部	13機関
・ 県民環境部	9機関
・ 健康福祉部	11機関
・ 産業労働部	7機関
・ 農林水産部	10機関
・ 県土整備部	9機関
・ 出納局	2機関
教育委員会所管の各課	6機関
公安委員会所管の警察本部	1機関
その他の委員会等所管の事務局	6機関
合 計	93機関

（組織・所管は令和7年4月1日時点）

3 監査の着眼点

令和6年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
 - ③ 随意契約は適正か
 - ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か

- ⑤ 工事の執行管理は適正か
 - ⑥ 財産、備品等の管理は適正に行われているか
- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の盗難、亡失等はないか
- ① 亡失、損傷届は提出されているか
 - ② 亡失、損傷届に損傷年月日、理由及び状況が記載されているか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

用語の解説については、35 ページから 40 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指 摘 事 項			2	1	1					4
そ の 他 指 摘 事 項		2	14	19	6	1	2	6		50
検 討 事 項										
合 計		2	16	20	7	1	2	6		54

(参考)

区分別指摘事項及び検討事項の件数 (令和6監査年度合計)

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指 摘 事 項			2	2	1					5
そ の 他 指 摘 事 項	1	5	24	36	11	4	2	24		107
検 討 事 項										
合 計	1	5	26	38	12	4	2	24		112

注：「定期監査結果報告書 令和6監査年度 第1回(令和6年10月～令和7年2月執行分)」の区分別指摘事項及び検討事項の件数との合計

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指 導 事 項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【地域交流部】

- 支出負担行為で遅延しているものがあった。

(さが創生推進課)

変更契約に伴う支出負担行為が遅延していた。

委 託 名	令和6年度地域おこし協力隊支援事業業務
当初契約年月日	令和6年4月1日
当初契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当初契約額	11,622,050円
変更契約年月日	令和6年8月1日
変更契約額	5,299,250円(増額変更)
変更支出負担行為 す べ き 日	令和6年8月1日
変更支出負担行為月	令和6年10月

【健康福祉部】

- 収入事務に関し適正でないものがあった。

(障害福祉課)

内示のあった国庫補助金について、申請を失念していたため、国庫補助金の交付を受けることができなかった。

事 項 名	令和5年度地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金のうち障害福祉サービス等支援体制整備事業分
国庫補助内示額	897,000円
申請すべき補助金額	897,000円

【産業労働部】

- 土地貸付契約に係る契約保証金の調定で遅延しているものがあった。

(企業立地課)

契 約 名	事業用定期借地権設定契約(七ツ島工業団地)
契 約 年 月 日	令和6年1月15日
契 約 保 証 金 額	1,750,000円
調 定 金 額	1,750,000円
賃 貸 借 期 間	令和6年1月15日～令和16年3月31日
調 定 す べ き 日	令和6年1月15日
調 定 年 月 日	令和6年4月30日

○ 契約事務に関し適正でないものがあった。

(企業立地課)

サガン鳥栖ホームゲーム観戦チケットの購入において、売買契約を締結しないままチケットを受領していた。

事 項 名	物品売買契約（サガン鳥栖 ホームゲーム観戦チケット）
チケットを購入した日	令和6年7月26日
購 入 金 額	1,926,000円（@6,000円×321枚）
支出負担行為日	令和6年12月25日
支払い完了日	令和7年1月24日

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (指摘等なし)
- (2) 給与、旅費関係 (2件)
 - ① 時間外勤務手当で追給を要するもの
 - ② 旅費で返納を要するもの
- (3) 収入関係 (14件)
 - ① 減額調定を行っていないもの
 - ② 書損した領収済通知書の取扱いで適正でないもの
 - ③ 収入未済があるもの
 - ④ 未収金に対して組織的な対応がなされていないもの
 - ⑤ 証紙収入報告で誤っているもの(年度を越えるもの)
 - ⑥ 国庫負担金の受入で遅延しているもの
 - ⑦ 収入事務に係る相殺処理で公金振替を行っていないもの
- (4) 支出関係 (19件)
 - ① 支出負担行為で遅延しているもの
 - ② 支出負担行為金額で誤っているもの
 - ③ 支払で遅延しているもの
 - ④ 検査完了後の支出で遅延しているもの
 - ⑤ 立替払により支出しているもの
 - ⑥ 決裁区分を誤っているもの
- (5) 契約関係 (6件)
 - ① 契約書で契約者名の記載・押印が適正でないもの
 - ② 一般競争入札で落札者がなかった際の随意契約で、見積書を提出させていないもの
 - ③ 業務完了報告書を契約期間内に提出させていないもの
 - ④ 委託業務の変更契約日を遡っているもの
 - ⑤ 委託契約で、要領に規定された事業計画を提出させていないもの
 - ⑥ 支出負担行為の決裁が完了しないまま、業務委託しているもの
 - ⑦ 委託業者との契約書で保守用物品の在庫管理が適正でないもの
- (6) 工事の執行関係 (1件)
 - ① 一部下請負の承諾を通知していないもの
- (7) 補助金関係 (2件)
 - ① 事業課との調整が不十分で、国庫補助金申請が遅れ、国庫補助金交付決定前に事業課が事業着手しているもの
 - ② 補助金とりまとめ課との調整が不十分で、国庫補助金交付決定前に事業着手しているもの
- (8) 財産関係 (6件)
 - ① 公印廃止の事務手続で適正でないもの

- ② 化学物質管理者の選任をしていないもの
- ③ 備品に備品札を貼付していないもの
- ④ 基金を取り崩し実施した事業で、事業完了後、不用額を基金へ戻さず一般会計で不用額として処理しているもの
- ⑤ 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者名等が不明のままとなっているもの
- ⑥ 備品を亡失しているもの

(9) その他 (指摘等なし)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の各課・現地機関

・政策部 各課

監査対象機関名	さが政策推進チーム
監査執行年月日	令和7年7月2日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	駐屯地調整室
監査執行年月日	令和7年7月2日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	統計分析課
監査執行年月日	令和7年7月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 令和5年度に支払うべき報償費を、令和6年度予算で過年度支出しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	秘書課
監査執行年月日	令和7年5月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	広報広聴課
監査執行年月日	令和7年7月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・危機管理・報道局 各課・現地機関

監査対象機関名	危機管理防災課（消防保安室）
監査執行年月日	令和7年7月14日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 指山清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品（パソコン）で亡失しているもの、また、現物確認ができておらず、亡失備品の棄却処分事務が行われていないものがあった。</p>

監査対象機関名	報道課
監査執行年月日	令和7年7月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	防災航空センター
監査執行年月日	令和7年7月14日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 指山清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・ 総務部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監査執行年月日	令和7年6月23日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 国庫負担金の受入れで遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	人事課（人材育成・行政マネジメント室）
監査執行年月日	令和7年7月22日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	財政課
監査執行年月日	令和7年7月16日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	税政課
監査執行年月日	令和7年7月10日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	市町支援課
監査執行年月日	令和7年6月9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	資産活用課
監査執行年月日	令和7年7月4日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入事務に係る相殺処理で歳出科目（委託料）から歳入科目（違約金）への公金振替を行っていないものがあった。</p>

監査対象機関名	行政デジタル推進課
監査執行年月日	令和7年7月10日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>② 事業課との調整が不十分で、国庫補助金申請が遅れ、国庫補助金交付決定前に事業課が事業着手しているものがあった。</p>

監査対象機関名	公文書館
監査執行年月日	令和7年6月23日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀県税事務所
監査執行年月日	令和7年7月3日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品に備品札を貼付していないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	令和7年5月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 書損した領収済通知書（原本）を保存することなく紛失しているものがあった。</p> <p>② 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。</p>

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	令和7年6月30日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 一般般競争入札で落札者がなかった際の随意契約で、見積書の提出を求めずに入札書で代用しているものがあった。</p>

・地域交流部 各課・現地機関

監査対象機関名	さが創生推進課（移住支援室）
監査執行年月日	令和7年6月17日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。 ② 委託業務の完了報告書を契約期間内に提出させていないもの、また、変更契約日を遡っているものがあった。</p>

監査対象機関名	国際政策グループ
監査執行年月日	令和7年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	多文化共生さが推進課
監査執行年月日	令和7年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	空港課
監査執行年月日	令和7年6月5日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	交通政策課（地域交通システム室）
監査執行年月日	令和7年6月17日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	港湾課
監査執行年月日	令和7年6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国際交流プラザ
監査執行年月日	令和7年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・文化・観光局 各課

監査対象機関名	文化課（文化財保護・活用室）
監査執行年月日	令和7年6月23日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	観光課
監査執行年月日	令和7年7月7日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 出張先地でのレンタカー代を立替払により支出しているものがあった。</p>

・SSP推進局 各課

監査対象機関名	SAGAスポーツピラミッド推進チーム
監査執行年月日	令和7年7月10日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 時間外勤務手当で追給を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	アスリート育成支援チーム
監査執行年月日	令和7年7月11日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山 清 範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	スポーツムーブメントチーム
監査執行年月日	令和7年7月11日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山 清 範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	コンベンションチーム
監査執行年月日	令和7年7月15日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

・ 県民環境部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	県民協働課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 9 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 基金を取り崩し実施した事業で、事業完了後、不用額を基金へ戻さず一般会計で不用額として処理しているものがあった。 (地域づくり基金)</p>

監査対象機関名	まなび課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 5 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 19 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	くらしの安全安心課 (交通事故防止特別対策室)
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 13 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	脱炭素社会推進課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 12 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	原子力安全対策課
監査執行年月日	令和7年6月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海再生・環境課
監査執行年月日	令和7年6月27日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	令和7年6月16日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消費生活センター
監査執行年月日	令和7年6月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 各課

監査対象機関名	健康福祉政策課（がん撲滅特別対策室）
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 3 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	医務課（医療人材政策室）
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 16 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国民健康保険課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 27 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	薬務課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 16 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏 也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	生活衛生課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 16 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏 也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	社会福祉課
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 11 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	長寿社会課
監査執行年月日	令和7年6月17日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	障害福祉課（就労支援室）
監査執行年月日	令和7年6月27日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山 清 範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（心身障害者扶養共済年金給付費返納金ほか）</p> <p>② 内示のあった国庫補助金について、申請を失念し、国庫補助金の交付を受けることができなかったものがあった。</p> <p>③ 国庫返納金の支出が遅延し、延滞金を支払っているものがあつた。</p> <p>④ 支出負担行為の決裁が完了しないまま、業務を委託しているものがあつた。</p>

・男女参画・こども局 各課

監査対象機関名	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	令和7年6月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	令和7年7月17日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	こども家庭課
監査執行年月日	令和7年7月17日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 減額調定を行っていないものがあった。 ② 国庫負担金の受入れで遅延しているものがあった。 ③ 委託契約で事業業務処理要領に規定された事業計画を提出させていないものがあった。 ④ 補助金とりまとめ課との調整が不十分で、国庫補助金交付決定前に事業着手しているものがあった。 ⑤ 印影登録を抹消された課長印を所管課に引き渡していないものがあった。

・産業労働部 各課・現地機関

監査対象機関名	産業グリーン化推進グループ
監査執行年月日	令和7年6月16日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業政策課
監査執行年月日	令和7年7月2日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ものづくり産業課（コスメティック産業推進室）
監査執行年月日	令和7年6月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	企業立地課
監査執行年月日	令和7年7月2日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 指山清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 土地貸付契約に係る契約保証金の調定で遅延しているものがあった。</p> <p>② 支出負担行為金額で誤っているものがあった。</p> <p>③ 物品売買契約で契約を締結しないまま物品を受領しているものがあった。</p>

監査対象機関名	産業人材課
監査執行年月日	令和7年6月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	流通・貿易課（伝統産業支援室）
監査執行年月日	令和7年5月29日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあつた。</p> <p>② 交付金の交付決定手続きで、部長決裁すべきものを課長決裁で行っているもの、また、財務経営システムへの入力が遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	令和7年5月27日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託契約で支出負担行為を契約額の一部の金額で行っているものがあつた。</p> <p>② 化学物質管理者の選任をしていないものがあつた。</p>

・農林水産部 各課

監査対象機関名	農政企画課
監査執行年月日	令和7年6月23日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	令和7年7月1日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(農業改良資金貸付金)

監査対象機関名	農業経営課
監査執行年月日	令和7年7月9日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があるもの(農業次世代人材投資事業費補助金)、また、未収金に対して組織的な対応がなされていないものがあった。 ② 令和5年度に支払うべき委託料を、令和6年度予算で過年度支出しているもの、また、支出負担行為兼支出(払出)命令書に請求書の原本ではなく、写しが添付されているものがあった。

監査対象機関名	園芸農産課
監査執行年月日	令和7年7月7日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	畜産課
監査執行年月日	令和7年6月23日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	農山村課
監査執行年月日	令和7年6月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	農地整備課
監査執行年月日	令和7年6月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	林業課
監査執行年月日	令和7年6月27日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	森林整備課
監査執行年月日	令和7年7月8日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託契約の事前承認伺で、部長決裁すべきものを課長決裁で行っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	令和7年7月3日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入報告で誤っているもの（年度を越えるもの）があった。</p>

・ 県土整備部 各課

監査対象機関名	県土企画課
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 9 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	建設・技術課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 3 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	入札・検査センター
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 20 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	道路課（道路安全推進室）
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 3 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 旅費で返納を要するものがあった。

監査対象機関名	土地利活用課
監査執行年月日	令和 7 年 6 月 11 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	まちづくり課
監査執行年月日	令和7年7月4日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	下水道課
監査執行年月日	令和7年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	建築住宅課（施設整備室）
監査執行年月日	令和7年7月8日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（住宅使用料 ほか）</p> <p>② 一部下請負に係る申請書の提出を受けておらず、また、承諾について通知していないものがあった。</p>

監査対象機関名	河川砂防課（城原川ダム等対策室）
監査執行年月日	令和7年6月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 出納局 各課

監査対象機関名	会計課
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 7 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	総務事務センター
監査執行年月日	令和 7 年 7 月 11 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(給与等返納金)

教育委員会所管の各課

監査対象機関名	教育DX推進グループ
監査執行年月日	令和7年6月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育総務課
監査執行年月日	令和7年7月11日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（佐賀県育英資金貸付金 ほか）

監査対象機関名	教育振興課（特別支援教育室）
監査執行年月日	令和7年5月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	令和7年6月9日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 証紙収入報告で誤っているもの（年度を越えるもの）があった。

監査対象機関名	学校教育課（生徒支援室）（人権・同和教育室）
監査執行年月日	令和7年6月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	保健体育課
監査執行年月日	令和7年6月30日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	警察本部
監査執行年月日	令和7年7月22日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(放置違反金 ほか)</p> <p>② 契約書で委託業者に保守用物品の在庫管理に係る報告を求めておらず、在庫管理できていないもの、また、保管数量と使用数量が一致しない場合の取扱いを定めていないものがあった。</p>

その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	議会事務局
監査執行年月日	令和7年7月2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 県保管分の契約書で契約者(所属長)名をカバーアップテープの上に記載しているもの、また、契約者(所属長)の押印が漏れているものがあった。</p>

監査対象機関名	選挙管理委員会事務局
監査執行年月日	令和7年6月9日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	人事委員会事務局
監査執行年月日	令和7年6月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	労働委員会事務局
監査執行年月日	令和7年6月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	海区漁業調整委員会事務局
監査執行年月日	令和7年7月3日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	監査委員事務局
監査執行年月日	令和7年6月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

用語の解説

用 語	説 明
定期監査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p>

	<p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>支出負担行為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>② 補助金の交付の決定行為</p> <p>③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>④ 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>契約保証金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預かる保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。</p> <p>地方自治法 第 234 条の 2 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 115 条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 令第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(5) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(6) 物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。</p> <p>(7) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p>
<p>領収済通知書</p>	<p>領収済通知書とは、領収者が収納したときに作成する書類で、各県税事務所では納税者から自動車税等を現金で収納したときに作成し、これをもとに調定等の事務を行います。</p>
<p>証紙収入報告</p>	<p>証紙収入報告とは、かいの長が、証紙により納付された使用料及び手数料について、当該歳入を主管する本庁等の各課の長へ報告することをいいます。</p>

	<p>佐賀県証紙条例施行規則</p> <p>第 7 条 かいの長は、証紙により納付された使用料及び手数料について、本庁等の各課が当該使用料及び手数料に係る歳入を主管する場合は、毎月分の収入状況について翌月 10 日までに当該本庁等の各課の長に報告しなければならない。</p>
か い	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることができる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 2 条</p> <p>(8) 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>
国庫負担金	<p>国庫負担金とは、国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担するものをいいます。</p>
公金振替	<p>公金振替とは、歳入歳出金、歳入歳出外現金及び基金について、現金の移動を生ぜず、単に県内部の公金を振替えることをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 82 条第 1 項</p> <p>収支等命令者は、次に掲げる振替が同一取引店内で行われる場合に限り、公金の振替の手続を行うものとする。</p> <p>(1) 歳入金と歳出金との振替</p> <p>(2) 歳入歳出金と歳入歳出外現金との振替</p> <p>(3) 歳入歳出金と基金との振替</p> <p>(4) 歳入歳出外現金内の振替</p>
化学物質管理者	<p>化学物質管理者とは、事業場における化学物質の管理に関する技術的事項を管理する者をいいます。令和 6 年 4 月の労働安全衛生法改正により、同法第 57 条の 3 でリスクアセスメント等が義務付けられている危険性・有害性のある化学物質を扱うすべての事業場で選任が義務化されました。</p>

	<p>労働安全衛生法</p> <p>第 57 条の 3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。</p> <p>労働安全衛生規則</p> <p>第 12 条の 5 事業者は、法第 57 条の 3 第 1 項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。)をしなければならない令第 18 条各号に掲げる物及び法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物(以下「リスクアセスメント対象物」という。)を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。</p> <p>労働安全衛生法施行令</p> <p>第 18 条 法第 57 条第 1 項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>1 別表第 9 に掲げる物(アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあっては、粉状のものに限る。)</p>
<p>基 金</p>	<p>基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。</p> <p>国の経済対策に伴い、多くの基金が創設されています。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>

財務経営システム	本県の財務経営システムは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。
----------	---

(注) 関係条文を一部抜粋